

はじめに ～ 心のふるさとでもある学校 ～



“心 和む居場所”それが相模向陽館高校です。

みなさんが相模向陽館高校で有意義で充実した高校生活を過ごし、自己肯定感に裏打ちされた生きる力を身につけることを期待しています。さらに、社会をたくましく生き抜くための力をつけ、前向きに生きるための方法を一緒に探していきましょう。

そのためにも、一人ひとりを大切にし、みなさんが安心して登校できる「心のふるさと」となる学校を、みんなで一緒につくっていきませんか。本校は、人を大切にする学校です。人を大切にするとは、自分自身を大切にし、そして他人を尊重し大切にすることです。そのような思いを育み、温かく良好な人間関係をつくり、幸せな生活を送るためにも、一緒に守っていきたいことをこの「向陽館ハンドブック・学校生活編」にまとめました。

このような良好な人間関係をつくるための実践を重ねることで、みなさんそれぞれがこれからの人生を、勇気と自信をもって生きていくための源となる自己肯定感を高めていくことができます。

I. 学校生活を送るうえで

I - 1. 社会や学校のルールやマナーを守ること

- ①責任ある行動をとろう
- ②社会のルールや生活上のマナーを守ろう

当たり前前（あたりまへ）のことを、当たり前前（あたりまへ）にできることが大切です。自分の思いを大事（だいじ）にするとともに、自分以外（じぶん以外）の人の思いも大事（だいじ）にしましょう。自分だけ良（よ）ければ・・・と考（かんが）えたり、他人（たにん）を不快（ふかい）にさせたり、傷（きず）つけたりすることは人間関係（にんげんかんけい）を壊（こわ）すものとなります。健康的（けんこうてき）、安全（あんぜん）、快適（かいてき）に生活（せいかつ）していくためにも、ルールやマナー（まも）を守（まも）り、社会人（しゃかいじん）としての自覚（じかく）をもって責任（せきにん）のある行動（こうどう）をとりましょう。

本校（ほんこう）では社会（しゃかい）や学校（がっこう）のルールやマナー（まも）を守（まも）り、他人（たにん）を尊重（そんちょう）するというを何（なに）より大切（たいせつ）な考（かんが）えています。もし法令（ほうれい）等に違反（いはん）したり、本校（ほんこう）のきまり（まも）などを守（まも）れなかつた場合（ばあい）や、他人（たにん）を傷（きず）つけるようなこと（こうい）があつたら、その行為（こうい）やその行為（こうい）に伴（とも）う影響（えいきょう）などについて、一緒（いっしょ）に考（かんが）えてもらいます。

またA棟（とう）1階（かい）には座間養護（ざまようご）学校の分教室（ぶんきょうしつ）があり、施設（しせつ）を共用（きょうよう）し、授業（じゅぎょう）や学校行事（がっこうぎょうじ）および自主（じしゆ）的な活動（かつどう）の際（さい）には、一緒（いっしょ）に参加（さんか）することもあります。普段（ふだん）は、本校（ほんこう）とは違（ちが）うタイムスケジュール（ちゆぎょう）で授業（じゅぎょう）をしていますので、分教室（ぶんきょうしつ）の授業（じゅぎょう）を妨（さまた）げないように気（き）をつけましょう。

I - 2. 服装や頭髪等で気をつけること

ほんこう ひょうじゆんふくせい

- 本校は標準服制をとっています。

ふくそう とうはつ こま きそく とく

- 服装や頭髪などの細かい規則は特にありませんが、TPO（時・場所・状況）にあわせて、学校生活の場だけではなく、その場にふさわしいものか、という視点をもって選択するように心がけてください。

I - 3. 通学の際に気をつけること

ほこうしゃ きんりん ひと めいわく

- 歩行者や近隣の人たちに迷惑をかけないように、登下校の時には交通ルールやマナーを守ることを心がけましょう。

ほんこう じてんしゃいがい しやりよう げんどうきつきじてんしゃ じどうりにんしゃ じどうしゃなど つうがく きんし

- 本校では自転車以外の車両（原動機付自転車、自動二輪車、自動車等）での通学は禁止しています。友人等の運転する車両に同乗して登下校することも禁止します。

めんきょ しゅとく ばあい しやりようめんきょしゅとくとどけ ていしゅつ

- 免許を取得した場合は「車両免許取得届」を提出してください。なお、登下校時以外でバイクなどの車両を使用する場合は、本人と保護者の間で十分に話し合ったうえで、交通事故のないようにしてください。

I - 4. 自転車通学とその届出について

じてんしゃつうがく とどけで

- 自宅または学校の最寄り駅から自転車を使用して通学する場合は、必ず「自転車通学許可願（申請）」を出して許可を得てください。「自転車通学許可願（申請）」を提出していない生徒の自転車通学は一切認めません。また自転車通学を希望する生徒は、自転車の防犯登録を必ず行ってください。

かながわけん

- 神奈川県では、2019年4月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。加入しているか確認し、未加入の生徒は早急に加入してください。

つうがく しよう きよか え じてんしゃ がっこうしてい

- 通学に使用する許可を得た自転車には学校指定ステッカーを貼り、校内では所定の駐輪場に整理して置いてください。また、学校では定期的に自転車点検（鍵、ライト、反射器材、ブレーキ等）を実施します。

こうつう まも うんでん

- 交通ルール、マナーを守って運転してください。

